

独立行政法人日本学生支援機構

令和 2 年細則第13号

最近改正 令和 6 年細則第 9 号

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令に規定する独立行政法人日本学生支援機構が定める日を定める細則を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令に規定する独立行政法人日本学生支援機構が定める日を定める細則

第 1 条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号。以下「省令」という。）第23条の 5 各号に規定する独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が定める日のうち令和 6 年度に属するものは、次の各号に定める日とする。

- (1) 省令第23条の 5 第 1 号に規定する確認大学等への入学年度の前年度の機構が定める日 令和 6 年 7 月 31 日
- (2) 省令第23条の 5 第 1 号に規定する確認大学等への入学後 3 月以内の機構が定める日 令和 6 年 6 月 30 日（ただし、入学した月が 4 月以外の者については、入学した月の翌々月の末日とする。）
- (3) 省令第23条の 5 第 2 号に規定する機構が定める日 令和 6 年 11 月 30 日
- (4) 省令第23条の 5 第 3 号に規定する機構が定める日 令和 6 年 6 月 30 日

第 2 条 省令第23条の12第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する機構が定める日のうち令和 6 年度に属するものは、次の各号に定める日とする。

- (1) 省令第23条の12第 1 項第 7 号に規定する機構が定める日 令和 6 年 4 月 30 日及び同年 10 月 31 日
- (2) 省令第23条の12第 1 項第 8 号に規定する機構が定める日 令和 6 年 9 月 30 日

2 前項第 1 号に定める届出日にかかわらず、やむを得ない事由により当該届出日の経過後 1 月以内に省令第23条の 9 に定める届出を行ったときは、当該届出は前項第 1 号に規定する日までにを行ったものとみなすことができる。

第 3 条 災害、傷病その他のやむを得ない事由により、第 1 条第 1 号及び前条第 1 項第 1 号の規定により難しいときは、当該各号に定める日を機構が別に定めることができる。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 2 年細則第16号）

この細則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 3 年細則第 10 号）

この細則は、令和 3 年 10 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 4 年細則第 7 号）

この細則は、令和 4 年 10 月 24 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 6 年細則第 1 号）

この細則は、令和 6 年 1 月 12 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 6 年細則第 9 号）

この細則は、令和 6 年 6 月 28 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。